東広島市ふるさと寄附金返礼品提案書

令和　　年　　月　　日

東広島市長　様

　東広島市ふるさと寄附金返礼品及び返礼品取扱事業者募集要項に基づき、次のとおり返礼品を提案します。

１　申込区分（いずれかに○をしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 新規　　・　　変更　　・　　取消 |

※新規の場合は、「東広島市ふるさと寄附金返礼品及び提供事業者登録申込書（誓約書兼同意書）」もあわせて提出してください。

※変更の場合は、変更のある箇所のみ記載してください。

※取消の場合は、対象の返礼品について「２　返礼品の情報」の「名称」を記載の上、「３　備考欄」に取消の理由を記載してください。

２　事業者の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 市内事業所の住所・代表者職氏名 | 〒住所：代表者職氏名： |
| 本社の住所・代表者職氏名（本社が市内にない場合のみ） | 〒住所：代表者職氏名： |
| 担当者連絡先 | 氏名（フリガナ）：電話番号：メールアドレス： |
| 参考URL（会社概要、販売実績が分かるものなど） |  |

３　返礼品の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 名称（変更の場合は認定番号も併せて記載） |  |
| 内容量・規格（役務の場合は概要を記載） |  |
| 販売歴※販売実績が１年以上必要（同等品も可） |  |
| 提供可能数（在庫数）※30を下限とします。 |  |
| 説明文（東広島市ふるさと寄附金の返礼品として、本市の魅力発信、イメージ向上、地域経済の振興、観光誘客のいずれかに資する理由を併せて記載） |  |
| 分類（いずれか一つ以上を選択し、詳細を【】内に記載） | □　(1)本市内において生産されたもの　　　【生産地：東広島市　　　　　　　　町】□　(2)本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの【該当の原材料：　　　　　　　　　　　　　　　　】【生産地：東広島市　　　　　　　　町】□　(3)本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、広島県内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。【該当の工程・加工部分：　　　　　　　　　　　　】【製造・加工地：東広島市　　　　　町】□　(4)本市内又において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）　　　【混在の理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　】□　(5)本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なもの□ (6)前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するもの　　　（例：市内で生産されたそばと市外で製造したそばつゆのセット）　　　【主要な部分：　　　　　　　　※(1)～(5)に該当する部分】　　（商品全体に占める割合：　　　%程度　※70%以上が必須）□ (7)本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるもの　　　【役務の提供場所：東広島市　　　　　町】　　　【役務の主要な部分：　　　　　　　　　　　　　　】□　(8)次のいずれかに該当する返礼品であること。（要事前協議）□ａ　本市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの□ｂ　広島県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを広島県及び当該市町の共通の返礼品とするもの□ｃ　広島県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの□　(9)震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するもの |
| 本体価格（梱包代含む）※50万円以上は不可 | 　　　　　　　　　　　円（税込）※消費税（　□8％　　□10％） |
| 消費期限・品質保持期間（食飲料品・花き・農作物の場合のみ） | （発送日から） |
| 配送形態（役務の場合は記載不要） | □　常温　　□　クール（冷蔵・冷凍）□　大型（160サイズを超えるもの）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

４　備考欄（特記事項等あればご記入ください）

|  |
| --- |
|  |

５　添付書類

□　返礼品写真（データで提出すること）

□　会社、商品パンフレット等（あれば）

【個人事業主の場合】

□　市内に事業所があることの証明（賃貸借契約書、屋号宛ての郵便物の写し等）

□　収入を証明できるもの（青色申告の控え等）

【本市において市税の課税がないとき】

□　課税のある市町村の「納税証明書（滞納のない証明）」

※　提出すべき添付書類が不明な場合はお問い合わせください。

※　ここに記載している書類以外にも、必要に応じてその他書類を追加で提出していただくことがあります。あらかじめご了承ください。

６　提出先（郵送、メール可）

　東広島市産業部ブランド推進課　ブランド推進係

〒739-8601　東広島市西条栄町8-29

TEL：082-422-1032　　FAX:082-422-5805

E-mail: furusato-kifu@city.higashihiroshima.lg.jp